

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月17日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第3号

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年広島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（広島県暴力団排除条例の事務の委任）

第5条 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号。以下この条において「条例」という。）における次に掲げる事務は、警察署長に委任する。

- (1) 条例第23条第1項の規定による説明又は資料の提出の要求
- (2) 条例第23条第2項の規定による命令

附 則

この公安委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。